

令和7年度放課後児童クラブ実施要領

1 内容

放課後児童クラブとは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年生から6年生の児童を対象に、専任の支援員が家庭に代わって保育、育成するものです。

発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性および創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、児童の安全と健全な育成を目指しています。

2 開設場所

下田小学校1階児童室、稲生沢小学校南校舎2階児童室、朝日公民館児童室、浜崎小学校東館放課後児童クラブ室、稲梓小学校いきいきルーム、白浜小学校2階パソコン室(一部)

3 開設日、開設時間等

(1) 開設日

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの月曜日から土曜日

・土曜日は、「下田小学校放課後児童クラブ」の施設を使用し、市内全学区の児童を対象に実施します。(別途、利用料が発生します。)

・日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)、運動会等の学校行事の日は休室

(2) 開設時間

・月曜日～金曜日 … 授業終了後 ～ 午後5時30分

・土曜日(下田小学校児童クラブでの集約実施) … 午前8時30分 ～ 午後5時30分

・長期休暇 … 午前8時30分 ～ 午後5時30分

※保護者の就労時間の関係で開設時間内に保護者による送迎が困難である場合に限り、開設時間の前後30分について受け入れを行います。

4 対象児童

保護者のいずれもが、次の(ア)から(キ)までのいずれかに該当し下田市立小学校に在学している1年生から6年生までの児童を対象にしています。ただし、放課後児童クラブの利用料等に兄弟姉妹の利用分も含めて滞納がない方に限らせていただきます。

(ア) 家庭内外で就労している

(イ) 出産の前後で児童の保育を必要としている

(ウ) 疾病又は障害により長期療養をしている

(エ) 親族の介護又は看護をしている

(オ) 火災や風水害、地震などによる被害(家屋の損壊など)があり、その復旧の間児童を保育を必要とする場合

(カ) 学校や職業訓練校等に通学している場合

(キ) 虐待やDVにより家庭での保育が困難と認められる場合

※保護者が面倒を見ることができずに、“友達がいるから”、“楽しいから”等、本来の目的以外での申込みはできません。

5 負担金

保育料・会費・保険料は、以下のとおりです。

		保育料(月額) ※土曜日別	会費(月額) ※土曜日別	保育料 (土曜日)	会費 (土曜日)	保険料 (年額)
①	新1～6年生	(通常月)6,000円 (8月)8,000円	2,000円	400円/回	100円/回	1,820円
②	新1～6年生 (兄弟姉妹2人目) (児童扶養手当受給世帯)	(通常月)3,000円 (8月)4,000円	2,000円	200円/回	100円/回	1,820円
③	新1～6年生 (兄弟姉妹3人目以降) (生活保護受給世帯)	0円	2,000円	0円	100円/回	1,820円
④	新1～6年生 (児童扶養手当受給世帯 かつ兄弟姉妹2人目)	(通常月)1,500円 (8月)2,000円	2,000円	100円/回	100円/回	1,820円

・ここでいう兄弟姉妹とは、保護者が養育する満18歳未満の児童(18歳に達する日以後最初の

3月31日までの間にあるものを含む)のことをいい、通常月とは、4月～7月、9月～翌年3月のことをいいます。

・表②～④の軽減措置は、下田市内に居所を有する方が対象となります。

・表②～④に該当する場合は、「放課後児童クラブ保育料減免申請」が必要です。(LOGO フォーム申請可)

・表②～④に該当し、児童扶養手当受給が減免理由の方は、減免申請書とともに、児童扶養手当受給証明書の写しを添付が必要です。(LOGO フォーム入力可)

○下田市放課後児童クラブでは1日単位での利用が可能です。1日単位で利用の場合、通年利用の申し込みは不要ですが、その利用する月ごとに利用申請が必要です。(LOGO フォーム申請可)

(1ヶ月上限：7日間、保育料1日400円、会費1日100円、保険料各月135円)

○通年利用者で1ヶ月の在籍日数が12日以下の場合、保育料が表①～④より半額となります。各利用月の前月25日まで(期限後は受付不可)に市及び放課後児童クラブへの申請が必要です。(要事前申込)(LOGO フォーム申請可)

・保育料は、市が発行する納付書により市または下田市指定金融機関へ納付してください。会費及び保険料は、直接児童クラブでの集金となります。

6 その他

○入室児童が、けがをした場合や体調が悪くなった場合は保護者に連絡いたします。

○欠席する場合は、保護者が児童クラブに必ず連絡をしてください。

○送迎は必ず保護者自身が行ってください。代理による送迎は、保護者が児童クラブに連絡をしてください。(事件・事故防止のため)

○入室児童は、クラブ用の教室や運動場以外、学校施設へ立入らないようにします。

○土曜日、長期休暇に利用する際は、お弁当と水筒を持参してください。

○大雨や自然災害が発生した場合は、休室や早目のお迎えをお願いする場合があります。

○申込内容に関して変更が生じる場合は、教育委員会へ必ずご連絡ください。